町のたより

発行所
愛媛県喜多郡
長濱町役場
印刷所　岸本印刷所

臨時町議會

有線放送設置條例可決

議長等改選

議長 東豊氏　副議長 門田豊市氏 就任

去る二月六日臨時町議会が開催され、来る四月一日より運営がはじめられることになつている有線設置についての条例が可決され、その後議長、各委員等の改選が行われ、議長には東豊氏 副議長には、門田豊市氏が当選されました。

長浜町有線放送設置条例

（設置）
第一条　有線放送業務の運用に関する法律第二条及び有線放送電話に関する法律の規定に基き本町に有線放送施設及び有線放送電話施設を設置する。
（目的）
第二条　本町有線放送は町の広報活動及び非常災害時等に於ける通報連絡その他住民相互の連絡を密にし、住民の福祉増進をはかることを目的とする
（区域）
第三条　有線放送の実施区域は長浜町内全域とする
（業務）
第四条　本町有線放送の業務は次の通りとする。
一、町の公示、広報事項の伝達。
二、官公署、公共団体の公示、広報事項の伝達
三、非常災害、緊急事項の通報連絡。
四、町民相互の連絡の媒介。
五　ラジオの再政送及び町長が必要と認めた一般政送。
第五条　有線放送施設の異常について連絡、使用料の取まとめ、その他有線放送について必要な事項の連絡は所属地区の区長がこれを行う。
（加入）
第六条　有線放送施設に加入しようとするものは、別に定める加入申込書により所定の施設負担金を添えて町長に提出し町長の承認を受けなければならない。
（使用料及負担金）
第七条　有線放送及び電話の聴取料、使用料、維持修繕費等については別に定める負担区分によりこれを徴収するものとする
（設備の保全）
第八条　加入者は末端設備又はその他の施設に異状を認めたときは直ちに町長にその状況を届出なければならない。
第九条　有線放送施設の補修は町長の指定した者以外は行うことができない
第十条　加入者がその条例又は条例に基く規則規程に違反し若しくは使用料を滞納した場合は町長はその者に対する業務を停止し、或は加入を取消すことができる。
第十一条　この条例の施行に必要なことは町長が別に定める。
附則
この条例は昭和三十五年四月一日から施行する。

◇ 納税證明書を受ける場合の手續について ◇

大洲税務署

税務署で納税額の証明を受ける場合の手続が今年の1月1日から次のように改正されました。

記

1. 納税証明を受けようとするる場合には、税務署で「納税証明請求書」（総務課管理係に備え付けてあります）をもらい、これに請求者の住所、氏名（法人の場合は法人名）および印鑑をなつ印のうえ請求理由を具体的に記載して提出して下さい。
2. 納税証明請求書は1通につき、収入日紙（30円）を貼布していたゞくことになつています。なお印紙の消印は税務署でしますから請求者は消印しないように注意して下さい。（税務署では収入印紙は売つておりませんから他でお買求めのこと）
3. 納税証明書は年度と税目が異なるごとに別紙にすることを要します。
4. 証明請求ができる方は、納税者本人に限りますが、税理士等が納税者本人の証明請求の委任状を添付すれば請求できることになつています

★ デモばやり　3月20日

（動物愛護デーいきものをいつくしみましょう）

町議会常任委員会構成

◎委員長　○副委員長

総務	◎西村 護　○二宮 邦　浦上愛明　津田利広　笹本恭進　本田重太郎　一宮亀久雄
建設	◎浦田 定　○山下清雄　池田 登　富永荘三郎　後藤熊市　戎 敏夫　林 日出猪
文教厚生	◎松岡武平治　○新谷芳朗　赤穂直城　山崎潮美　小西豊己　西田 司　泉 伯
産業経済	◎満野公介　○紙本徳之助　今村林吾　大谷俊男　松本垣生　日野義満　後藤忠雄

御挨拶

議長 東 豊氏

副議長 門田豊市氏

梅の季節を迎えまして町民の皆様には益々御精励の事と存じます。この度私共去る二月六日の町議会に於て、議長、副議長に当選し就任致すことになりました

元より鈍根の者で御座いますが、町民の皆様の御支援御協力を得て、町の振興発展の為に誠心誠意努力を致す覚悟でございます。再建整備途上の困難な時期ではありますが、皆さんの御力添えにより、明るい町政を樹立したいと存じます。今後共何分宜敷く御願い申し上げます。

昭和三十五年二月六日

長浜町議会議長　東　豊
仝　副議長　門田　豊市

引揚者給付金の請求は五月十六日で時効

左記に揚げる引揚者及び遺族の方は昭和三十二年法律第一〇九号に基き引揚者給付金の請求をされ、それ〴〵受給中の事と思いますが、未だ請求をされていない方は、法の定めにより本年五月十六日を以て時効となり、従つて請求権が消滅しますので至急請求書を提出して下さい。

尚時効期限迄に請求書に添付すべき書類が収集出来ない見込の方も一応書類不備のまゝで結構ですから請求書を五月十六日迄に提出して下さい。

記

一、引揚者給付金を受ける者
イ、昭和二十年八月十五日までに引続き六ケ月以上外地に生活の本拠を有していた者（開拓民については昭和二十年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六ケ月未満の者を含む。以下第三号において同じ）で終戦に伴つて発生した事態に基き、やむを得ず昭和二十年八月十五日以後本邦に引き揚げたもの。
ロ、昭和二十年八月九日まで引続き、六ケ月以上外地に生活の本拠を有していた者でソヴイエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月九日以後同年同月十四日以前に本邦に引揚げたもの。
ハ、昭和二十年八月十五日まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの。
二、終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引続き外地に残留することを余儀なくされた者で昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引き揚げたもの及び当該引き続き外地に残留することを余儀なくされた者のうち、日本国の平和条約に定める裁判により拘禁された者で同日前に本邦に引き揚げ、かつ引き続き当該裁判により同日以後にわたつて拘禁されたもの
二、遺族給付金を受ける者。
イ、昭和二十年八月十五日において外地におつた者で終戦に伴つて発生した事態に基き本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にある間に死亡したもの又は終戦に伴つて発生した事態により引き続き外地に残留することを余儀なくされている間に死亡した者の遺族。
ロ、昭和二十年八月九日において外地にあつた者でソヴイエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後同年同月十四日以前に外地において死亡した者の遺族。
ハ、前記一の各号のいずれかに該当するに至つた後昭和三十二年三月三十一日以前に死亡の当時二十五才以上であつた者の遺族。

井戸ばた会議

井戸ばた会議でしやべりまくる奥さんは、自分の性格を無意識のうちに表現しているようなものだ。人にしやべらせないで自分ばかりしやべる人、自分がいつたことをいち〳〵合点する人などは、相手をやりこめないと気がすまぬ性格の強い人である。また気が弱いのを強くみせようとしたり社交ぎらいで相手の受け答えができない人の中にも、おしやべり好きな人がいるようだ。

「口はわざわいのもと」というように度をすごしたおしやべりは、自分の欠点をさらし出すだけで、損しても得はない。

軽自動車税標識の取替

軽自動車税の中原動機は自転車の標識については、町村合併以来旧長浜町の標識を引続き使用致しておりますが、今回総理府令に基づく新様式に改めることになり、一せいに取替えを行いますから該当者は洩れなく標識の取替を受けて下さい。尚現在該当の軽自動車を取得しておられる方で未だ標識の交付を受けておられない方は早急に標識の交付を受けて下さい。理由なく軽自動車税の脱税をしている者は、一万円以下の罰金又は科料に処せられます

取替後旧標識は無標識取替の時期、三月下旬、標識の様式、五〇cc未満白色の台で字体は濃紺色。五十一cc以上九〇未満、薄黄色の台で字体は濃紺色。九十一cc以上一二五未満、薄桃色の台で字体は濃紺色農耕作業用車、白色の台で字体は濃紺でマル耕と入る免税車、白色の台で字体は赤色。

尚取替は無料で行います

今月は固定資産税第四期分保険税二月分の納期月末で年度末も近づいて参りました。全員完納により三十四年度の有終の美を飾りましよう。

＜固定資産税台帳の縦覧＞

昭和三十五年度固定資産の評価額が決定致しましたので、規定により三月一日から三月二十日迄二十日間長浜町役場及び各出張所において縦覧に供します。縦覧は無料でありますから該当資産のある方は自由に縦覧して下さい。

尚縦覧場所は本人居住の大字別に左記の通りとなつております。

長浜本庁、大字長浜仁久、大字青島大字黒田、大字沖浦
喜多灘出張所、大字今坊
櫛生出張所、大字櫛生、大字須沢
出海出張所、大字出海
大和出張所、大字上老松、大字下須戒、大字穂積、大字豊茂、大字大越の一部
白滝出張所、大字白滝、大字柴、大字戒川、大字大越

軍人恩給の改定請求手續

一、現在軍人恩給の裁定を受けている方々で基礎在職年に算入されていない七年未満（一年以上）の在職を有する方は次の要領によりさらに改定請求を要します。

1 揚出書類
イ、普通恩給改定請求書二部
ロ、軍人在職の履歴書二部
ハ、恩給証書の写し二部
ニ、履歴申立書一部
注　履歴申立書は本人において履歴を記入し、正式履歴書には印を押すのみで記入しないこと

2 提出は老令者より先きに進達することになりますが、若年者も提出すること。

3 受付開始は昭和三十五年三月一日からでありますから、市町村役場経由提出すること。

4 大正六年生れ以降の者は改定請求の必要はありません。ただし現に裁定されているものは、提出することになります。

二、普通扶助料の改定請求については、前記普通恩給と同様であるが、揚出期日が昭和三十五年七月一日以降であります。

三、提出用紙等は町厚生課にあります。返信料封入申越しの方には、お送りいたします。　町役場民生係

VYS運動に御協力下さい

戦後十数有余年、さまざまな混乱を経てきた若い世代の中に新しく目覚めた社会意識を基盤として、VYS運動は発足しました。

すなわち理想に生きる青年達の社会に対する仇きかけ、実践活動によつてよりよい社会にしてゆこうと、若人たちの意気はまことに旺んなものがあります

青年の社会事業参加によつて、ともすると「老人の仕事」という観念から脱しきれないでいた社会事業に、新しい息吹を注入するとともに、意慾にもえた民間社会事業の中堅層が、この青年達の中に養成されつゝあります。

現在県下の約四千余名のVYSは、児童福祉を守る分野として特に子供クラブ仲良クラブ、児童遊園の指導等、幼い妹や弟のよき兄姉としての活動に成果をあげています。

当長浜町には、長浜高校

又一方、青年の社会事業参加によつて、ともすると「老人の仕事」という観念から脱しきれないでいた社会事業に、新しい息吹を注入するとともに、意慾にもえた民間社会事業の中堅層が、この青年達の中に養成されつゝあります。

現在県下の約四千余名のVYSは、児童福祉を守る分野として特に子供クラブ仲良クラブ、児童遊園の指導等、幼い妹や弟のよき兄姉としての活動に成果をあげています。

当長浜町には、長浜高校

VYS運動とは
VOLUNTARY・YOUTH・SOCIOLWORKES（有志青年社会事業家）のそれ〴〵の頭文字をとつたもので、この社会をもつと明るく住みよいところにしてゆこうと協力する青年達の運動です。

VYS会が結成され活動しておりますが、なお広く一般青年達の活動として協力いただきたく希望しております。

VYS運動の活動内容
一、子供クラブのよき指導者として、県下の七百五十一ケ所の子供クラブのリーダーとして活動し、子供達の校外生活指導に大きな役割をしています
二、児童遊園の指導者として、指導者のいない遊び場は、腕白子僧の占拠地になつたり、荒れほうだいになつたりして、多くの子供達は遊べなくなつてしまいます。正しく遊ぶのを見守り遊びの指導をします。
三、研究会、巡回子供会レクリエーションに先ず自からを高めるために研究会や講習会を度々開催して、指導者の仕方や新しいゲーム又は児童心理、社会問題等について勉強してお互いの向上をはかつています。
又子供クラブの不活発な地域や僻地に巡回指導にゆかけ、その地域の人々や青年に呼びかけ、ひろめるとともに、恵まれない子供たちによろこばれています。
四、地域社会の問題の解決に子供の指導を通じて地域社会問題にぶつかつて連欠児童の問題、貧困家庭の問題等社会のあらゆる問題と結びつき、この結びめを発見して、ほどいてゆくために努力しています。!!

VYS運動は、子供たちの指導を通じて明るい社会を建設するために、力をあわせてはげまし合いますよう!!

三月農林作業

柑橘園作業

一、柑橘園の剪定

本地区内の柑橘園の状態を見ると、側枝、縁枝が長大となつて、競争枝が多くなり、内部枝の枯込みのおそれのある園が多いので、今年は以上の事に注意し側枝、縁枝の短縮を行い、樹に凹凸を作り内部枝を保護していただきたい。

幸い今年は豊作年に当つており、なお暖冬の為に樹も充実しているので、特に剪定による樹の改善を行つて下さい。

二、春肥の施用

◎一〇アール当施用量

○普通温州　六俵（三〇K袋）

○早生温州　五俵（三〇K袋）

○幼　木　二俵（三〇K袋）

○夏　柑　五俵（三〇K袋）

○伊予柑は普通温州に準じ八朔は夏柑に準ずる

○幼木は四～六年生を標準とし、四年生以下は三〇%減、六年生以上は三〇%増とする。

○幼木は此の他に、雞糞を一〇アール当り二俵位い使用すると良い。

クロン加用、石灰硫黄合剤の撒布

三、

◎撒布濃度

○石灰硫黄合剤　三〇倍液…水一八リットルに対し五九四cc

○クロン　〇、三%　三〇倍液…水一八リットルに対し五十六瓦

○展着剤　〇、三%　三〇倍液…水一八リットルに対し五cc

◎撒布時期

発芽直前の三月下旬（場所により多少相違する）

○混用時の注意

最初少量の水でクロンを溶かし、良く溶けてから、所定の量にして硫黄合剤を入れ、その後展着剤を加用する。

〃季節風〃

三月の行事と歴史

一日（火）世界最初の水爆実験（一九五四、ビキニ環礁）

三日（木）ひな祭、桃の節句、耳の日

六日（日）皇后誕生日

七日（月）消防記念日、中江藤樹生まれる（一六〇八～一六四八）江戸初期の学者、近江聖人といわれた。

八日（火）国際婦人デー

十三日（日）エジソン、活動写真を発明（一八九三～明治二六）

十七日（木）春彼岸入り

二十日（日）春分の日、春分（黄経〇度）

二十二日（火）放送記念日、日本ではじめてラジオ放送が行なわれた（一九二五、大正十四）

二十三日（水）彼岸明け

二十五日（金）電気記念日、日本ではじめて電灯がついた（一八八七、明治十一）

養蚕

今年は繭価も良い見込ですので、桑園の年間肥培管理で一番基盤となる冬期作業と、春肥の施用を充分に行つて下さい。

1　施肥

春肥を施してない園で、単肥配合の場合は、三月上、中旬に施用するが、固形肥料は遅くとも二月中、下旬に施すと増収する。

○施用量は、単肥配合では年間施用量の三分の一（一〇アール当り八〇Kg）固形肥料では逆に年間施肥量の三分の二又は半々位、即ち一二〇Kg程度が良い。

○施用方法は、単肥配合の場合は、畦の片側桑株から三十糎内外離し浅い溝を堀つて施し、必らず覆土する。又固形肥料の場合は、堆肥多收獲養蚕経営（一〇アール当り收繭量の増加）を行うには、現在の老朽桑園の改植と、曲取法により欠株の補植を行う。

2　病虫害の防除

桑木虫、桑の螟蛾（スキムシ）発生防止の為、BHC粉剤三%を全園撒布（一〇アール当り一袋）する。

3　補　植

4　自給苗の育成

不良老朽園改植用、及び品種の改良として、桑苗の生産を行う為に自給苗の育成を行う。

○接木時期、三月中旬。

白滝地区における密柑栽培は？

【問】白滝地区で他に良い換金作物がありませんので柑橘を植えたいのですが可能性がありますか？

【答】最近のミカンブームに乗つて、各地で適地でない処へまで、新植していますが、左の最重要条件が悪いため、適地ではありません。

㋑　地理的にみた場合に平坦部は肱川の霧が深い為、病害の発生が多い。

㋺　日照不足による色択が悪い。

㋩　気温が低い為、玉太の悪く厚皮となり浮皮となりやすい。

【問】前答からみて処によつては、適地と思われる箇所が少しあるのではないかと思いますが？

【答】適地はないと云えますが、作り方によつては一部分出来る処が有りますが、適地と比較して生産費が高く、一級品が出来ませんから、価格は安くなります

【問】条件の良い処では、一般作（麦、甘藷、雑穀）よりは、柑橘が有利と思いますが、如何ですか

【答】現在の価格ですと、罐詰蜜柑程度でも生産費の切下げを行えば、ひきあいますが、今後はまだまだ下がると思わねばなりませんので、これに対抗して生産費を切下げられる条件を備えており、それでも他の作物よりは、良い見通しがたてば良いと思います。而し白滝としてはむしろ適地である柿、栗作りに力を注いだ方が、有利ではないかと思われます。

【問】少部分の準適地と思われる箇所に、作付する場合に品種の将来性については如何ですか？

【答】やはり植えるとすれば温州が一番良いと思われます。現在迄各所に植えてあるものをみますと、雑柑が非常に多い様ですが、此の雑柑は、前答の悪い気象条件下に、一番抵抗性が弱く、果実についても今後の将来性が少ない様です。又自由貿易による果物の世界市場の見通しから、将来多く消費を見込まれる加工に向くものが有利なことは言をまちません。この点より見て、晩生温州が一番用途が広く輸出もなりましよう。

【問】では唯今雑柑を植えてあるものを植え変えた方が良いでしよう。

【答】高い苗木を買い、三、四年経つているものを今切替える事は不利です。

雑柑の経済年限は短かいですから、経済年限が過ぎてから、切替を行つて下さ

【問】今迄の事についてもつと具体的に、もつとくわしく聞き度い事がある時又部落で話合いをしてみたいと思いますが……。

【答】普及員、郡青果連技師又は町産業課へ相談して下さい。

この問答は去る二月十二日白滝地区に於いて密柑栽培につき、県園芸課果物専門技術員の越智技師を招き現地調査を行つて、その代表者と共に座談会を開催したときの一部です。

カゼの豫防方法

常に体を健康に保つておくこと過労や不摂生をさけて十分な休養をとり不断から皮膚を鍛錬して体の抵抗力を強めておくこと被服や採暖に十分注意すること。

「ウガイ」外出後、食時の前後、睡眠前には必ずウガイをする習慣をつけること。

「マスク」インフルエンザの患者に接するとき群集の中に入るとき、風が強く吹きまくつて、ほこりのはなはだしいときには清潔なマスクをかけること。

健康なものがのべつにマスクをかけていることはのどがます〳〵弱くなつて抵抗力が弱まり、かえつて良くありません。

「皮膚の鍛錬」

㋑冷水まさつ乾布まさつをする習慣をつけておくこと

㋺夏のうちに海水浴にいつたりして紫外線を浴びたり冷い水中で泳いだりすること。

㋩お風呂から上がるとき、冷い水でからだを拭くこと

㋥夜寝るとき冷い寝巻と着かえる習慣をつけること。

「栄　養」

栄養価の高い食品をほどよく按配して適量にとること要するに均衡のとれた栄養をとることが大切です。不幸にして風邪にかゝつた時は出来るだけ早く医師の診察を受けること。

安静は病気を軽くすませるのに役立つだけでなく、他人に病気を伝染させないためにも大切です。

農地法を励行しましよう

◎最近多い農地の転用

戦後の農地改革は、さも他人事のように、また占領政策の落し子のように、想像されている方もあるかと思いますが、決してそうではないのです。それは農業を営むための最も基本的な土台である農地制度が時代の移り変りや経済の進展について行けなくなつて農業そのものが不安定となり、農村の封建性と相まつて深刻な社会問題をまき起す原因を内蔵していましたのでこれを根本的に解決するにはどうしても時代に即した農地の制度に切り替えなくてはならなくなつたためです。したがつて今次の改革は占領の遺物でもなければ単に上からの押しつけだけでなく、むしろ農家の皆さんの長い間のたゆまない努力の積み上げがこの大事業を実現させた動機というべきでしよう。農地法は皆さんの要望によつてなしとげました農地改革の精神内容をそのまゝ引き継いでおりますので、皆さんも当然これを励行していただくことが、せつかく築き上げた制度の維持であり、この制度をさらによりよく改正し、肉づけすることになりますそれではどんなことがらについて励行していたゞくかと申しますと、

◎小作地の不法とりあげ、闇小作料をなくしましよう

農業の生産力を高めるためにはどうしてもその土地を耕作している者の地位を安定しなければなりません何時その土地を引き上げられるかわからないような小作地では、土地に肥料を施して土質をよくするとか、水の便をよくするための改良工事をする努力も自然におろそかになるばかりでなく、高い小作料の下では耕作者は生活に精一杯で、肥料代を生み出すことすら困難となり、生産の順調な発展はとうてい望むべくもありません。農地法では小作地の不法な取り上げを許しません。小作地を返えす場合も返えしてもらう時も、その理由や方法のいかんをとわず、すべて知事の許可を受けなければなりません知事は申請があれば農地法に基いて公正に判断し、正当な理由があれば許可します。許可する際、事情によつては条件をつける場合もありますが、この条件は必ず履行していたゞかなければなりません。また小作料も必ず市町村の農業委員会が知事の許可を受けて、その土地について定めた小作料の最高額の範囲で金銭をもつて支払い、受け取らなければなりません。

◎農地の無断転用を

なくしましよう。

最近年と共に農地の転用がふえています。本県でも一年間に二〇〇ヘクタールの立派な農地が、住宅や工場、学校、道路等の敷地、山林等に転用されています農地が転用されるとそれだけ皆さんの働く場所が減少し、経営規模が零細化し、食料の自給度が低下して農業の経営がおびやかされて来ることになります。産業の発展や人口の増加にともなつて、ある程度の転用はやむを得ないかも知れませんが、その面積は最少限度に止めるべきです。このように農地を農地以外の用途に供する場合は、その土地が自分の所有地であろうと他人の所有地を購入する場合であろうと、すべて知事の許可が必要です。知事は申請があれば実情調査の上農地法に照して許可しますもし許可を受けずに転用していると、農地法違反として重く罰せられる場合があります。

以上のようなことは知事が、いかに適正にこれらの処分をいたしましても、皆さんの協力がなければ目的を達することができませんそのためには何よりも、皆さんに農地法の趣旨や内容を十分承知していただくことが、必要となつて参ります。

暮らし便利帳

▽寒さは血管をちぢめ、血圧をおしあげることになりますので、寒さと脳卒中とは深い関係があります。

血圧の高い人は、身も心も安静にし、規則正しい生活をしましよう。

脂肪分はひかえ、塩もあまりとらないようにします

そして便秘しないように気をつけ、あつい風呂をさけ、ぬるま湯に入るようにします。

▽毛布の洗い方

まず洗う前によく日に干し、たゝいてほこりを十分に出します。

つぎによごれているところを外側に出し、タライに入るくらいの大きさにたゝみ、ぬるま湯八升にアンモニア水をサカズキ一杯分入れて、その中で強く押しつけてよごれを出します。

つぎに五升の湯の中性洗剤を入れ、同じようにつよく押し出して洗い、それをもう一度くりかえします。

それからきれいなぬるま湯で押しつけのすゝぎを五～六回します。

乾いたらハケをたてよこにかけ毛並みを立てゝ下さい。

人権相談所開設

とき　三月十日（午前十時から）（午後四時まで）

ところ　町役場会議室

「人権は守られていますか」

あなたは公務員による不当な圧迫、人身売買、村八分、差別待遇、名誉侵害、強制圧迫などで自由や権利をおかされているようなことはありませんか。

家庭の問題や借地、借家の問題などで悩んでいる方はありませんか。

貪いために裁判を受けることができないで泣き寝入りしているような方はありませんか。

「人権相談所を御利用下さい」このたび、こうした人のために人権擁護委員や法務局職員が相談相手となり、解決をはかろうとするものです。

個人の秘密は固く守ることになつていますから、御遠慮なく御利用下さい。

茶ばなし

妻「ねえ、あなた。明日はわたし達が結婚してからちようど十年になるのよ。ですから、うちのあのとりをヒネつて、うんとごち走をこしらえましようね。」

夫「おい、じようだんぢやない。オレ達が十年もこんなことをしているのは、何もとりのせいじやないんだぜ。」

新農村建設補助事業

出海撰果機

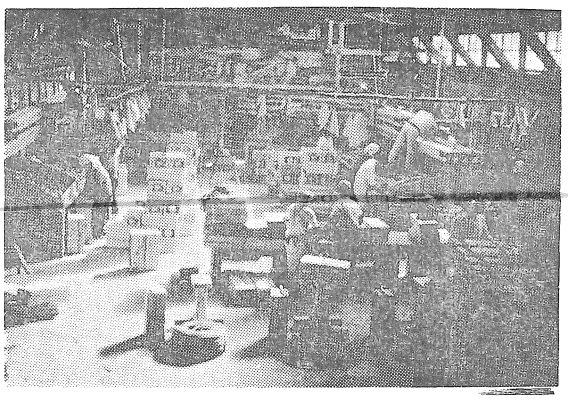

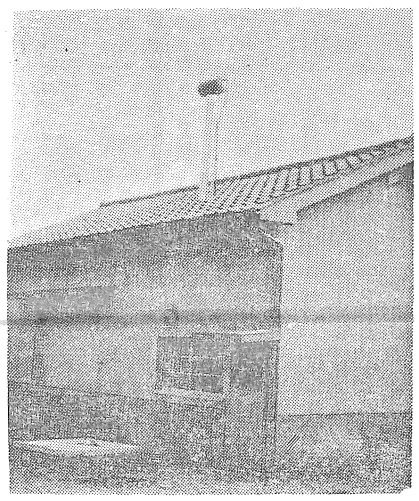

白滝集乳所

出生と死亡

▼生出（一月）

本庁

立脇宇之助　二女　珠美
奥田広行　二男　光年
浅田治美　長女　千奈美
堤田正和　長女　佐由里
明智融　長女　勝子
西村兼夫　長男　畦枝子
後藤勝義　長男　由男
重松道光　長男　政孝
西田昌光　二男　美満恵
山本年行　二女　雄
松本雄二郎　長男　一
出海春美　長女　由美子
浜川
大和
西田圭三
谷本勝司　三男
入船武　三女　恵美子
石船勇夫　三男　隆二
小林保広　二女　幸江
尾規雄　長女　安
山田正春　二女　節子
河田清重　二女　美恵子
大宮義順　三男　富三
矢野
白滝
宮本政義　長男
藤淵太郎　三女　富美子
熊武雄　長女　恵子
水谷

▼死亡

本庁
増田益代　佐伯タキ
水沼三蔵
櫛生
境松治　高田鉄蔵
末広治光
出海
浦田イマ
大和
菊地浪治　山本義則
白滝
後藤長治郎　新家ツ子ヨ
堀田シノブ　杉岡安次郎
長尾金次郎　山本金治